6．公的年金からの特別徴収が変更になった方

（１）特別徴収の金額が変更になった方

住民税の年税額が変更になった方で特別徴収の金額変更で対応できる場合は、10月・12月・２月の特別徴収金額を変更しています。年税額が変更になったことにより、令和７年４月・６月・８月の仮徴収金額も変更になります。金額変更ができなかった場合は、特別徴収を中止しています。

（２）特別徴収が中止となった方

様々な理由により、公的年金からの特別徴収決定後、特別徴収の継続ができなくなった場合は、年金からの特別徴収を中止します。

中止理由の事例・・・３頁の変更事由欄をご覧ください。

- 前年に、公的年金以外の所得があることがわかった場合
- 所得控除の追加により、納付する金額より減額が大きくなった場合
- 年金が支給停止になった場合　　等

特別徴収中止後は、今回お送りした納付書で納めてください。
還付となる場合は、後日納税課より還付通知をお送りします。

◎ご注意ください！
公的年金からの特別徴収が中止されるまでには、区から年金保険者（日本年金機構等）へ情報提供してから３～４カ月かかります。そのため、今回の通知で減額となった方でも次回の年金から変更前の税額が特別徴収されることがあります。
その場合には、後日納税課より還付通知をお送りします。

（３）世田谷区から転出された方

年金からの特別徴収が行われる期間が転出日により異なります。下表をご参照ください。

世田谷区からの転出日	年金からの特別徴収が継続する期間
令和６年４月１日から令和７年１月１日まで	令和７年２月まで
令和７年１月２日から令和７年３月31日まで	令和７年８月まで
令和７年４月１日以降	令和８年２月まで

7．寄附金税額控除について

ふるさと納税等の寄附をされた方は、寄附金税額控除が受けられます。寄附先により受けられる寄附金税額控除の金額が変わりますので、詳細は税額控除等の⑦寄附金税額控除額欄をご覧ください。

「ふるさと納税」（都道府県・区市町村に対する寄附金）については次のとおりです。
★令和元年6月以降、総務大臣が指定した地方団体が対象です。
★世田谷区民の方も世田谷区に「ふるさと納税」をすることができます。詳細は区のホームページの「区へのふるさと納税のご案内」からご確認いただけます。

（１）ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請をされた方

寄附をした金額が控除限度額以内の場合、特別区民税・都民税の寄附金税額控除金額は、原則として寄附をした金額から2,000円を引いた金額になります。

（２）確定申告をされた方

寄附をした金額が控除限度額以内の場合、所得税で軽減された金額と特別区民税・都民税の寄附金税額控除金額を合算した金額が、原則として寄附をした金額から2,000円を引いた金額になります。確定申告をされた方であっても、第二表の住民税・事業税に関する事項の寄附金税額控除欄（６頁参照）に記入がないと住民税での控除ができません。

確定申告で寄附金控除の申告をされ、住民税が控除されていない方は課税課にご連絡ください。

8．確定申告書を提出された方へ

確定申告書の第二表に「配偶者や親族に関する事項」及び「住民税・事業税に関する事項」（下図１及び図２）があります。この欄に記入が無いと以下に該当する方でも、当該事項が住民税に反映されていない場合があります。

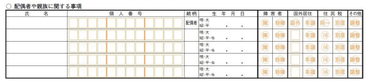

- ○同一生計配偶者がいる方
- ○16歳未満の被扶養者がいる方
- ○寄附金税額控除を適用する方
- ○配当割・株式譲渡所得割額控除を適用する方
- ○住民税の徴収方法を選択したい方　等

⇒記入が漏れてしまった場合は、課税課へご連絡ください。

9．令和６年度住民税の主な改正点

（１）国外居住親族に係る扶養控除等の見直し
（２）上場株式等の譲渡所得と配当所得に係る課税方式の統一
（３）森林環境税の創設
（４）定額減税
☆改正点の詳細やその後の改正点については、区のホームページをご確認ください。

10．納付方法についてのお知らせ

令和４年４月１日より住民税（普通徴収）がキャッシュレス決済で納めることができるようになりました。
（１）納付書表面左下に印字のバーコードを読み取って支払い
（30万円以下※ファミペイ請求書支払いのみ10万円以下）
○スマートフォン決済アプリ
LINE Pay 請求書支払い、PayPay請求書払い、au PAY（請求書支払い）、d払い 請求書払い、J-Coin請求書払い、楽天ペイ（請求書払い）、ファミペイ請求書支払い
○モバイルレジ
インターネットバンキング、クレジットカード
（２）インターネット上での納付書記載の確認番号等の入力による支払い（100万円未満）
○ネットｄｅモバイルレジ
クレジットカード
※窓口以外で納付された場合は領収証書が発行されません。
※クレジットカード納付は納付額に応じた決済手数料がかかります。
※納期限を過ぎますと納付できない場合があります。
※窓口、コンビニエンスストア等の店頭では原則として上記「キャッシュレス決済」を利用いただけません。
納付方法の詳細については、世田谷区のホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

☆多く寄せられる質問等については、世田谷区のホームページに掲載しています。
世田谷区ホームページ（https://www.city.setagaya.lg.jp）のTOP画面の「問合せ よくある質問」をご覧ください。
※英文の説明書をご希望の場合は、ご連絡ください。 We will send English explanation on your demand.

①課税内容については……世田谷区役所　課税課(お住まいの地域の担当係)

お住まいの地域	池尻（１～３丁目、４丁目１～32番）、上馬、経堂、駒沢（１～２丁目）、桜、桜丘、三軒茶屋、下馬、世田谷、太子堂、弦巻、野沢、三宿、宮坂、若林	赤堤、池尻（４丁目33～39番）、宇奈根、梅丘、大蔵、大原、岡本、鎌田、北沢、喜多見、砧、砧公園、豪徳寺、桜上水、成城、祖師谷、代沢、代田、千歳台、羽根木、船橋、松原	奥沢、尾山台、粕谷、上北沢、上祖師谷、上野毛、上用賀、北烏山、給田、駒沢（３～５丁目）、駒沢公園、桜新町、新町、瀬田、玉川、玉川台、玉川田園調布、玉堤、等々力、中町、野毛、八幡山、東玉川、深沢、南烏山、用賀
担当係	課税第１係 TEL 03(5432)2169	課税第２係 TEL 03(5432)2174	課税第３係 TEL 03(5432)2184
ＦＡＸ	課税課全係共通 FAX 03(5432)3037		

②期限内納付が難しい方は……世田谷区役所 納税課 納税相談係　TEL 03(5432)2208　納税課全係共通 FAX 03(5432)3012
③口座振替については……世田谷区役所 納税課 収納・税証明係　TEL 03(5432)2197

振り込め詐欺にご注意を！
区役所職員が「税金」「医療費」「保険料」などの還付手続きのためにATMの操作やレターパックの利用を求めることはありません。不審に感じたら、家族や警察に相談しましょう。

特別区民税・都民税・森林環境税 税額変更（決定）納税通知書のご案内

06

いつも区政にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。このたび、特別区民税・都民税・森林環境税が新規に決定された方、税額が変更になった方および納付方法が変更になった方に、税額変更（決定）通知書をお送りします。
納税通知書の見方については、このご案内とあわせて納税通知書裏面の注意事項もご覧ください。
なお、今回決定（変更）した金額等は、納税通知書の色が付いている箇所でご確認ください。

1．通知をお送りする方について

今回の納税通知書は以下の①②のいずれかに該当する方にお送りしています。

	区 分	納税通知書上の見分け方
①今回初めて通知をお送りする方	決定	「変更前」項目に「－－－」が印字されています。
②既にお送りしている通知内容に変更があった方	変更	「変更前」項目に数字が印字されています。

※②に該当する方は、下記「２．納付について」の（２）をご覧ください。

○相当年度について
今回お送りする納税通知書の課税対象の年度（相当年度）については、４頁中央の「　　年度相当分」欄をご覧ください。
※2019年度の表示については、「平成31年度」と表記しています。

2．納付について

以下をお読みのうえ、ご不明な点がございましたら納税課までお問い合わせください。
なお納期限が過ぎてから納付されますと、延滞金がかかる場合がありますので、納期限内にご納付ください。

（１）該当年度の納税通知書が初めて届いた方

同封の納付書で納めてください。

（２）すでに納税通知書が届いていて、今回変更があった方

まだ納付していない場合
- 税額に変更があった期別分については、今回お送りした納付書で納めてください。（すでにお送りしている納付書は破棄してください。）
- 税額に変更がない期別分は、納付書を同封していませんので、すでにお送りしている納付書で納めてください。
- 納期限を過ぎている期別分については、納付書を同封していません。変更後の金額の納付書をお送りしますので、お手数ですが納税課までご連絡ください。

すでに納付している場合
- 増額になった場合は、同封の納付書で増額分を納めてください。
  ※実際に納付された日から区で納付の確認ができるまで10日程度かかります。納付済額を含んだ納付書が同封されている場合は、納付済額を差し引いた納付書を改めてお送りしますので、お手数ですが納税課までご連絡ください。
- 減額になった場合は、後日、納税課より還付（充当）通知をお送りします。

（３）口座振替で納めていただいている方

口座振替で納めていただいている方には、納付書を同封しておりません。
ご登録の口座は、「口座情報」欄をご参照ください。

（４）公的年金からの特別徴収が変更になった方

６月に公的年金からの特別徴収による納付の通知をお送りしている方は、５頁の６をご覧ください。